

27 練危危第 908 号  
平成 28 年 1 月 29 日

練馬区国民保護協議会  
会長 前川 燿男 様

練馬区長 前川 燿男



練馬区国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 39 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1 諮問事項

練馬区国民保護計画の変更について

2 主旨

国民の保護に関する基本指針および東京都国民保護計画の変更等に伴い、練馬区国民保護計画において変更事項が生じるため。